

都 市 経 済 委 員 会 会 議 録

招 集

令和3年5月19日（水）午後1時 議場

出席委員（9名）

（委員長）今 城 雅 子 （副委員長）三 嶋 秀 文
遠 藤 通 岡 村 英 治 尾 沢 三 夫 中 田 利 幸
前 原 茂 森 谷 司 矢 倉 強

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

【総合政策部】

[都市創造課] 相野課長

【経済部】 杉村部長

【農林水産振興局】 中久喜局長兼農林課長

[農林課] 祖田農政担当課長補佐 宮本農政担当係長

【都市整備部】 隠樹部長

[建設企画課] 遠崎課長 足立総務担当課長補佐 折戸企画調整室長

[都市整備課] 北村課長 本田米子駅周辺整備推進室長

[道路整備課] 伊達次長兼課長

[建築相談課] 前田次長兼課長 神門課長補佐兼建築審査担当課長補佐

[住宅政策課] 池口課長 片山住宅政策担当課長補佐

【下水道部】 下関部長

[下水道企画課] 遠藤課長 深吉下水道企画室長

[施設課] 山崎課長 高濱施設維持担当課長補佐

松並課長補佐兼施設工事担当課長補佐

【農業委員会事務局】 宅和局長

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

安達議員 石橋議員 伊藤議員 稲田議員 門脇議員 戸田議員 矢田貝議員

報道関係者 3人 一般 2人

報告案件

- ・下水道施設再構築事業実施に係る方針について [下水道部]
- ・人・農地プランの実質化の取組について [経済部]
- ・指定管理者制度の適用方針について（米子市営駐車場・駐輪場） [都市整備部]
- ・米子駅北広場ウォーカーブル推進事業基本計画について [都市整備部]
- ・米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部改正について [都市整備部]
- ・富士見町地内の特定空家等に係る略式代執行について [都市整備部]

~~~~~

## 午後 1 時 0 0 分 開会

○**今城委員長** ただいまから、都市経済委員会を開会いたします。

本日はお手元に配付しております資料のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

本日は、当局から 6 件の報告がございます。

初めに、下水道部から 1 件の報告がございます。下水道施設再構築事業実施に係る方針について、当局からの報告をお願いいたします。

松並施設課長補佐。

○**松並施設課長補佐兼施設工事担当課長補佐** そうしますと、お手元にあります 3 枚つづりの 6 ページの資料に沿って説明させていただきます。

下水道施設再構築事業実施に係る方針について報告いたします。

1、背景。米子市の公共下水道事業は、昭和 44 年に事業着手して以来 50 年以上が経過し、保有施設全体の老朽化が顕在化しています。特に中央ポンプ場及び内浜処理場は耐震性能不足と老朽化の問題を抱えています。また今後の人口減少社会の進展を踏まえ、下水道事業の持続可能性を確保するためには、広域化・共同化の視点も加えた上で各施設の機能集約及びダウンサイジングした効率的な施設更新を行うほか、施設再構築の効果を最大化するためにし尿処理施設、農業集落排水施設、さらに他市町村との汚水処理連携も含めた全体最適計画を策定する必要があります。

4 ページに別紙 1 をつけておりますが、そちらを御覧いただけますでしょうか。この図は米子市にある汚水処理施設の配置図で右下に注釈が記載してありますが、赤色の丸が公共下水道の汚水を処理する施設で、内浜処理場、皆生処理場、淀江浄化センターの 3 か所あります。黄色が公共下水道の合流ポンプ場の中央ポンプ場で、米子市中心市街の汚水と雨水を内浜処理場へ送水、多量の雨が降ったときには中海へ排水する施設です。次に、緑色が農業集落排水地区の汚水を処理する施設で 12 か所あります。あと、青色が鳥取県西部広域行政管理組合が管轄する米子浄化場で、米子市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町の下水未接続のし尿や浄化槽汚泥、農業集落排水施設の汚泥を処理する施設です。

あと、図の左上の四角囲いに施設再構築の主課題と効率化をイメージで表しております。まず、中央ポンプ場は老朽化、耐震不足、米子浄化場は老朽化の課題があり効率化案として内浜処理場への統合があります。また統合先の内浜処理場は、老朽化、耐震不足、統合を考慮した場合には能力不足の課題があり、増設を含む施設更新が必要となります。

次に、下段に書いてあります農業集落排水施設は、課題として処理区ごとの人数が少なく公共下水道に比べ採算性が悪く、大規模施設更新時には現況どおり建て替えるのではなく近隣の下水処理場へ機能集約する案があります。別紙 1 の説明は以上です。

本文の 1 ページに戻っていただけますでしょうか。2、施設再構築に係る実施方針。(1) これまでの取組、令和 2 年度、ストックマネジメント計画に基づく施設の大規模更新を想定した施設更新費及び維持管理費の削減による最適な下水道システムの再構築検討を行いました。その中で新たな手法として、多重放流、多重送水など最適化提案について外部有識者を含めた米子市下水道事業の全体最適検討委員会を開催し、検討を重ねた結果一定の効果があることを確認しましたが、導入効果を最大化するためにタイトな事業期間が設定

されており、同案の導入に当たっては予算の平準化、現地施工のリソース確保及び放流先の影響調査などの詳細な追加検討が必要と考えています。また、検討の中で示された中央ポンプ場、米子浄化場を内浜処理場へ機能集約することが各施設単独で建て替えを行うより高い費用対効果を得ることが明らかとなりました。あと、本文中に米1から米3がありますが、その説明が記載のとおりになります。米3のほうの米子市下水道事業の全体最適検討委員会、これは3ページのほうに開催概要が書いてあります。令和2年10月8日と令和3年2月18日の2回開催しまして、記載してある議題を参加委員の皆様方に検討していただきました。

次に2ページ目に移っていただきまして、上のほうに参考として内浜処理場、中央ポンプ場、米子浄化場の単独の場合と統合の場合の建設費と維持管理費の概算費用、比較を表に示しております。上の表の建設費については単独の場合が147億円、統合の場合が135億円で約12億安価となります。下の表の維持管理費につきましては、単独の場合が年当たり1億8,000万円、統合の場合が年当たり1億5,000万円で、年当たり3,000万円安価となります。このように概算費用ではありますが、建設費と維持管理費について統合により費用対効果が得られます。

(2) 課題、機能集約を含めた施設再構築には優先度、更新順序、将来計画などを踏まえ、複合的で高度な技術レベルの蓄積が必要であるほか、事業費、事業量の平準化、人員配置などを考慮し、実現可能性を確保した実施計画とする必要があります。また、事業規模も大きく事業期間も長期にわたることから事業の確実な技術的履行管理が必要となります。あと実際の具体的な主な個別課題として、別紙2、内浜処理場の課題、別紙3、中央ポンプ場の課題でまとめてあります。まず5ページ目、別紙2を見ていただけますでしょうか。これは内浜処理場の全体配置図で処理設備ごとに課題を記載しております。図左の黄色に着色してあるポンプ設備は主な課題としては中央ポンプ場との統合、次に下側に水色と紫で着色してあります水処理設備のほうですけど、この下のほうの紫色の標準法というところの老朽化、耐震不足があります。あと右側の茶色で着色してあるんですけども汚泥処理設備につきましては、米子浄化場の統合ですとか農業集落排水の下水統合等の検討の課題があります。あと、右下のほうにその他と記載しておりますが、再構築の際は未利用エネルギーの利用として消化ガス発電、汚泥の2次利用などの検討が必要になると考えております。

次に最後のページの別紙3を見ていただけますでしょうか。これは中央ポンプ場の配置図となっております。黄色で着色してあるものが水の流れて、ピンクが課題となります。中央ポンプ場の主な課題としては左下に書いてありますけども、老朽化であるとか耐震性能不足、あと更新スペースの確保として機能維持しながらの更新となるため、新施設を建設してから現施設を撤去する工程となり、敷地が狭く建て替えが困難となります。以上で別紙は説明を終わります。

2ページ目に戻っていただきまして、(3)実施方針ですけども、各汚水処理施設の状況、統合を含む効率化及び事業の実現性などを踏まえ、令和5年度をめどに全体最適計画を盛り込んだ下水道事業計画を策定します。なお、上記の課題を解決するため、下水道事業の様々な分野で多くの実績を有する地方共同法人日本下水道事業団に計画策定の段階から技術支援を受けることとします。次に3、施設再構築に向けたロードマップで、ここにあり

ます表は実施に向けた工程を示したもので、令和3年度から4年度で最適化計画の詳細検討を行い、令和5年度に最適化計画を盛り込んだ事業計画を策定する予定となっております。

以上で説明を終わります。

○**今城委員長** 当局からの報告が終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

岡村委員。

○**岡村委員** 1ページ目に書いてあります2の施設再構築に係る実施方針、その(1)のこれまでの取組の中でちょっとお伺いしたいと思うんですけども、3行目に書いてあります多重放流、多重送水などの最適化提案ということについて、令和2年度にこういうのがなされた。これは国の事業によってそういうふうな形でなされたというふうに私は思ってるんですけども、そういうことで間違いないでしょうか。

○**今城委員長** 遠藤下水道企画課長。

○**遠藤下水道企画課長** 今、岡村委員が言われました検討につきましては、国土交通省が主体で行った導入可能性調査というものでございます。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 導入調査ということでやられたわけですけども、現段階ではこの調査はどういうふうな扱いになっているというふうに理解していいのでしょうか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 令和2年度のFS調査の結果なんですけど、この資料中にもある多重放流、多重送水ということで既存概念にない結構思い切った提案がなされたわけですが、いかんせん検討期間というのがすごく限られた正味1年もない6か月の期間での検討でしたので、これを米子の地で実施していくってことの実現可能性について、どうしても令和2年度内では検討不足の点というのが多々発生しておるところです。その課題についてもこの本文中の資料に予算の平準化、それと現地施工のリソース確保といたしまして、道路上に放流管を新設で敷設していくことになるんですけど、どうしても道路上、道路下に埋設されてる既存の埋設物の詳細調査ですとか、現像の確認といたしますか調査に結構不足してる点があるという点や、あと日本海側に放流する上でやっぱり放流先の関係者の皆さんとの協議ですとか調査っていうのが不足している点がありますので、その点についても今年度令和3年度の検討に含めて、これの実現可能性についてももっとより詳細に検討を進めていく予定としております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 分かりました。それと、令和2年10月8日とそれから令和3年2月18日に検討委員会が開催されたということなんですけども、これについては例えばどういった内容のことが具体的に話し合われているのかといったことで、会議録とかそのときに用いられた資料なども含めて、ホームページで閲覧できるようにこれはなっているのでしょうか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 現段階でちょっとまだホームページへの公開というのとはしてないんですけど、資料、議題に上げたテーマの資料ですとか議事録というのは作成しておりますので、

今後ちょっと公開の可能性についても検討していきたいと思います。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** かなり複数年にわたるような計画っていうか、そういったことについて話し合われてるといったことだと理解しますので、ぜひ多くの市民の皆さんがこういったこと、どういうふうなことが具体的に話し合われているのかといったことがやはりきちんと理解できるようにホームページでの公開っていうものをよろしくお願いします。要望です。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** この背景というところの文言についてちょっと確認しておきたいと思うんだけど、この上から6行目あたりか、今後またというその下に広域化・共同化の視点も加えた上でということがあって、最近この下水道の問題について広域化・共同化っていう問題出てきてるけども、この広域化・共同化というものの取組に当たって、言うなれば事業には財源が極めて必要になってくるわけだけど、財源っていうものはどういうふうな形で対応することになるんですか、事業財源。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今現在、国のほうが全国各都道府県のほうに令和4年度末までに上下水道事業の広域化・共同化計画の策定というのを義務づけております。そもそもその義務づけというのが全国約1,500近くの処理場がある中で、今後全ての処理場が更新期を迎え多額の国費が必要になってくるといった観点から、その1,500の施設をそのまま建て替えるのではなくてやはり国としても可能な限り集約して、それは単一の行政体の中だけではなくて広域行政、本市においては鳥取県西部管内ぐらまでの広域的視点を持って、例えば町村間で処理の連携ができるような検討がまとまるのであればそういった視点も入れて計画を策定し実施にすると、その計画に基づくプランに対しては国も補助を重点配分するという立てつけになっている事業になります。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 財源については国が重点配分するというか、それをどういう形の重点配分なの、一時的な金なんですか、例えば合併特例債のような。それとも恒常的にずっと補助金としてずっと出すんですか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 令和4年度末にまとめられます鳥取県の、例えば下水道の広域化・共同化計画に基づくプランであれば、そのプランに盛り込まれた統合計画というのはプランの実施が終わるまで重点配分されるという立てつけになります。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** プランの実施が終わるまで重点配分するということと、そのプランの実施というのと実際にずっとそういうのが存在して生きていく事業ということの中でいくと、違いがあるように思うんだけど違うの。簡単に言うと、市町村合併に例えれば合併成立したらそれが成立した段階でそれに伴う財源補填をしますよと。だけど、その後合併した後は交付税が打ち切られたように、あとは単独経費でいきなさいよと、こういうような形の合併の場合はよく例が見えるんだけど、それと同じ仕組みだということ。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

**○山崎施設課長** 基本的にこの広域化プランで、例えばハード系といいまして建設改良に係る統合プランを実施するためのあくまでもイニシャルコストに係る建設費ですね。例えば本市が既に実施しております大篠津にある旭が丘の団地が昔処理場であったんですが、それをポンプ場化して今境港市に接続して処理委託をしていると。その処理場廃止してポンプ場化する、ポンプを設置して境港の処理場まで敷設する圧送管のイニシャルコストについては補助対象となるんですが、それが供用してからのランニングコスト部分については各自治体の事業運営の中で使用料を財源として償還であったり維持管理費を賄っていくという格好になると思います。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 一つ懸念するのは、国の財政政策がどこまでどういう展開するか分からないけども、例えば広域事務でやってる現在の広域の組合の事業の実態に例えていうと、つまり米子市が80%拠出金を負担しちゃうわけだ。だけん、広域化する場合にそういう人口比でのような扱いが起きたときには米子市は全部それをかぶらにゃならんと。こういうことになってくると逆にいうならよその自治体の経費まで台所で面倒見なきゃいけないという、こういう米子市の立場が見えてくるような感じがするけど、そういう心配はないの。

**○今城委員長** 山崎施設課長。

**○山崎施設課長** 今この会議の中で、米子市側の考えを議論させていただいてるんですが、既に先ほども紹介しました境港市さんとの汚水処理連携であったり、安来市の吉佐地区の受入れの連携であったり基本的に受け入れてもらう側の自治体がイニシャルコストは全て負担をします。汚水処理委託になりますんで、受け入れてもらって処理してもらうための処理委託料というのも受け入れてもらう側が支払うということで、米子市が相手側が負担すべきイニシャルコストなりランニングコストを負担する考えは現在ありません。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** もう一つ関連するけど、広域化・共同化というものはこれは国からの命令でやるということになっておるということになってくると、これに乗らないとペナルティーがあるということもあるの。

**○今城委員長** 山崎施設課長。

**○山崎施設課長** 国が全国各都道府県に義務づけている条件として、都道府県がその計画を令和4年度末までにまとめられない場合については社会資本整備総合交付金の今後の配分に影響を及ぼすというような国は条件をつけている状況です。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** つまり、そういうような形でペナルティーが存在をするということですね。確認しておきました。はい、分かりました。

それと、この2ページのこの単独統合でイニシャルとランニングコストの関係がある表が作ってあるけども、これちょっと分かりづらいところがあるだがん。例えば単独の部分では今の施設を建て替える、再建するというじゃないかと思って理解するけども、統合のところでは例えば中央ポンプ場のところはゼロになって、そこはもう要らないからポンプ場造らないから、これは内浜処理場に連結するということでしょうね、多分。その辺の流れ、施設ごとの流れを何か分かるような図で示してもらえんかなという感じがするんだがん、図で分かるように。それからもう一つは、中央ポンプ場の問題は、合流式の

状態ですよね。それはどういうふうに内浜処理場に持っていく、合流式のまんまで引っ張るといことになるわけ、それともまた別の方法があるわけ。どうなるんですか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今2点御質問をいただきました。まず1点目、ちょっと分かりにくいということで図を表示してほしいということで申し訳なかったんですが、別紙1の図面を見ていただけますでしょうか。ちょうど左上にちょっと吹き出しをつけたイメージというポンチ絵をつけさせていただいてるんですが、先ほど委員がおっしゃったとおりで中央ポンプ場と内浜処理場に隣接する米子浄化場の機能を今ある内浜処理場の中に機能移転、統合するといったプランのこの単独統合の2ページのコストの比較表になっております。それと2点目の御質問で、合流のポンプ場である中央ポンプ場を内浜に移転する際に、下水を合流のまま持っていくのかそれとも違うのかというような御質問だったと思うんですが、統合のちょっとプランの3段目に新設合流管で2,700という口径が表示してあります。これ左側の単独の場合の管の口径は今現在約1,200から1,800の口径で中央ポンプ場から内浜処理場までつながってるんですが、統合する場合においてはそのままの今中央ポンプ場に流入している量がそのまま合流で内浜処理場に持っていける2,700の径で新たな管線環境を敷設する計画となっております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 具体的なことまでちょっと技術的にはちょっと分からないけども、例えば1,200の管で今のポンプ場では合流で送る分と海へ流す分と2つに別れる形、扱いになってるわけですよね。それを今度は2,700にすると海に流す分と米子浄化場に送ってる分をまとめて内浜処理場に送っていくと、こういう今説明があったと思うんですね。そうすると今度は内浜処理場の処理施設、これが今度は大きな影響を受けるところになるんですけど、それはどういう形になるんですか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今委員おっしゃったとおりでございまして、今度合流で今中央ポンプ場に流れこんでくる雨天時の下水がそのまま内浜処理場に入ってきますんで、当然今度は内浜処理場で合流の下水を処理するための新施設の建設が必要になってくるというふうに考えておまして、その費用が統合側の内浜処理場ポンプ棟に79億3,800万で今概算費用が入ってますが、この中にその合流対策の施設建設の費用が入っておるということになります。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 具体的な数量なんかまた後ほど固まった段階で説明を受けたいと思うけども、大体おおよそのことは飲み込めましたけども、問題は統合するにしても135億新たに施設費用が出てくるということですよ。これはあれですか、今まで下水道でこの間下水道審議会にかかっとった財政計画の中には含まれている数字なんですか。これは全く別途に新たにそれは計上されるということになるんですか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今ここに提示した具体のプランっていうのは盛り込まれては、この前使用料審議会の10年の経営戦略にはまだ盛り込まれてはいないんですが、今後の大きい処理場、ポンプ場の施設更新需要という意味では重複する金額というのも一部入っておる状

況で、毎年経営戦略というのはローリングして見直す予定にしておりますので、今年度もこの現段階でのこの再構築プランの事業費を反映した経営戦略の見直しを行う予定としております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 見直しする部分については、その年度年度でやるというお考えでなくして、見通しとしてこういうふうになるというような形の財政計画というようなものを示してもらおうということではできませんか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今年の10月以降に現経営戦略の通し財政計画を策定する予定にしておりますので、それがまとまりましたらまた報告の場を設けさせていただきたいと思えます。

○**今城委員長** ほかにほございせんか。

矢倉委員。

○**矢倉委員** ほかないようですので、私のほうからちょっと伺ってみます。この下水道事業というのは、国としても環境を整備するということからある意味では場当たりに施設を造っていった。それを次の段階として統合していく、ここで処理していくとそういうことについては私は理解できるわけです。その中で大きな課題となっておりました高度処理水、21世紀の非常に水の時代と言われるこの高度処理水の有効利用、それから汚泥ケーキ、これの県内の処理体制。それから統合することによっての危機対応、そういう点はしっかりと取り組んでいかれるわけでしょうか。その点について伺います。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今委員の御指摘のあった点については、今回のお手元の資料の別紙2を見ていただけますでしょうか。右下のほうに赤い囲いで色が付けてあるところに、その他の項目として①未利用エネルギーの有効利用ということに記載させていただいております。未利用エネルギーというのが下水処理場、処理する過程で発生する汚泥ですとか委員おっしゃった処理水、そういった処理の過程で出る廃棄物処理水があるんですが、こちらは今国のほうが再構築をする際には必ずこの未利用の汚泥の利用ですとか処理水の利用というのを考えなさいという条件を課してますので、既に今年始まるんですが消化ガス発電というのが。汚泥処理施設が新しく変わった暁にも、もうちょっと規模の大きい消化ガス発電の検討というのは必須になってきますので、委員のおっしゃるとおりエネルギーの有効利用という観点で汚泥の利用、そういった処理水の利用というのが今後検討されるということです。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** するということですけども、それがなかなか難しかったわけだがんね、今までね。それで特に処理水については、高度処理をするわけだけども、高度処理にもいろんな段階があるんですよ。その中で、非常に高度処理でもいいものを使えばあるいは飲み水にでも、噴水等でも使ってるところもある。そういうとこまで高めていながら農業用水とかいろんな分に使えるように、これはやっていくことが今までこれ大きな課題だったわけです。水も不足してるわけです。その点、まずしっかりやっていただきたい。それからこのケーキの県内処理、これもなかなかできなくて県外まで運んで処理していた現実で

す。これもしっかりと取り組んでやっていただきたい、これは要望しておきたいというように思います。以上です。

**○今城委員長** ほかにはございませんか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっともう一つ、この送り先を変えるということですね。いわゆる内海に流すやつを今度は外海に持っていくということですね、構想としては、ですね。そうすると、この別紙2のところの水処理設備、高度処理、標準法の処理と2つ施設が書いてありますけども、これは高度処理が必要になってくるんですか、外浜に持っていくにしても。この高度処理という施設を入れとるのは随分前議論したと思うけども、いわゆる中海の浄化のための高度処理が必要だということに入って導入したいきさが記憶に残っておるんだけども、外浜に流すということになってくるとこの高度処理というのは必要になっていくんですか。その辺について一遍、一旦聞かせてください。

**○今城委員長** 山崎施設課長。

**○山崎施設課長** 今委員御指摘のとおりでして、この昨年行われたF Sの検討では、高度処理ではなくて標準法に転換して日本海のほうへ放流すると。それによって内浜処理場で高度処理に係る凝集剤ですね、薬品の費用、ランニングコスト分が低減されるんで、その低減効果を持って新しい放流管を敷設すると。それでも費用対効果が若干ではあるんですが出るという昨年の検討結果ということが出ております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** これ余分なことかもしらんけどね、かつて431号線の産業体育館の辺りに西福原ポンプ場というのが建設されたことがあるんですね。御記憶あると思います。それが同じようにポンプ場を夜見にも造るという計画にもなるとし、それから和田だったかな。いわゆる皆生処理区ではそういう流れのポンプ場が、施設があるわけですね、造る計画がある。何が言いたいかという、西福原のポンプ場施設をめぐって、たしか当時の事業費で15億円ぐらいだったかと思う、もっと高かったかもしらんけど。とにかくポンプ場だけを造るのにそれだけの金がかかるということを知って、その設計図の説明を求めたわけですよ。そして、それは全国下水道協会の指導によって作られた設計図ですと、てって担当課長、係長が言ったわけだ。それで15億だと。だってポンプ場というのは簡単に言えばコンクリートの四角の升のところにポンプを寝かして、それで左から右へ流すような形のものでも十分じゃないかやと、こういって僕は素人なりにただただ。そうしたら、いやそうじゃああませんと、これは全国下水道協会の設計による指導ですからと言って、何かやぐらのようなものを地中に掘って、そしてその上にポンプを置くような形の非常に複雑なポンプ場の構造があったですよ。私はそこで思ったのは、下水道事業に対して、ややもすると中央依存になってしまってそこで全ての指導を受けて全てその事業費が組み立てられるということで、これ広島かどっかじゃなかったかと思うがな、自前でやったらそれよりもはるかに安くできたという経験が著書にも述べられとるけども、僕は十分な知見がないかもしらんけども技術力を含めて、ある程度中央主導だけでやっちゃうと途方もないコスト高の事業が生まれるんじゃないかなというのは懸念しとる。そういう意味では今回の大きな大改造ですから、そういうところはやっぱり現場できちんと見ておられる皆さん方の目で確かめながら確実な投資の仕方、事業の仕方というものを取り組んでもら

いたいということ、これは要望しておきます。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** ちょっと今話聞いちよって、ちょっと私のあれとは違ってるんだけども、中海は湖沼法があるから厳しいので日本海に流せばコスト安からそっちにするんだということのようすけども、元来ずっと議論されてきてたこと、これは日本だけでない、地域だけじゃない、世界で議論されてきたこと、21世紀の水の時代。この処理水をいかにするか、有効利用するかっていうのは非常に課題だったわけです。特に弓浜半島においても水不足ですよ。米川でね、通年通水というのがなかなかできなかった。今少し僅かな干拓地に持っていつてる。この弓浜部の水不足も依然としてあるわけだがんね。そういうことも考えれば通年通水する水に有効利用していく、これは一つ大きな課題なわけですよ。そういうことも考えながら、せっかくこういうときでするので高度処理をして、そしてその水を有効利用していくと、循環していくということが必要じゃないですか。いかがですか。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 今委員のおっしゃったのは、処理水を活用するという御意見として伺ったんですが、処理水の再利用としては委員がおっしゃるように、かつて農業用水への利用ですとかっていうことについても検討したことが過去にはあります。ですが、やはり農業関係者の皆さんから懸念材料として上げられるのが、公共下水道っていうのは事業系の事業所からの排水というのも流入してきますんで、微量で人体に影響はないんですが、重金属分というのがどうしても成分で検出されることがあります。その部分について農作物への影響というのが現段階では影響がないということで、先進地の佐賀県とかでは農業利用に積極的に活用されて成功している事例とかも増えてきてるんですけど、やはりそこは農業従事者の皆さんとの協議というのが必須になってきますんで、委員おっしゃるように、なかなか処理水の農業利用という観点については、なかなかハードルが高いというのが現状だと思っております。

○**今城委員長** 矢倉委員。

○**矢倉委員** 今せっかく統合されてやれるときに、やっぱり取り組むべきだと思いますよ。私も若いときから先進地の神戸市にいてずっと勉強させていただいたんです、知り合いがおったから。その人たちから米子市も指導されていた。私もいろんなことをある意味では知ってるんだ。当然事業所どうこうについて言うと、一般の分とは分けて処理できるんですよ。それを有効利用していくというのが普通なんですよ。ですから、私が言わんとすること分かっているとしますので、ぜひ有効利用をするように取り組んでいただきたい。これ要望しておきます。

○**今城委員長** 中田委員。

○**中田委員** 私もちよっと意見というか要望も兼ねてですけども、今日報告があったように、さっきから出ている内浜か外浜かというところの今後のという部分については1ページ目の中段に書いてあるように、説明もありましたけども時間がなくて、それは今年度、令和3年度以降の検討にも含めて検討していくということでしたよね。それでぜひ2ページのところで、令和5年度を目途に全体の最適計画を盛り込んだものを策定していくんだということですので、今話が出ていた内浜処理場の処理することによる費用がどれぐらいで、要するに比較ですよ、やっぱり処理費用っていうのは使用料に跳ね返るので、結果

的にやっぱり市民の皆さんのところに跳ね返る話なので、処理費用というのは、そこら辺でそういった考え方、方針がどういう考えに基づいて、どういう比較検討に基づいているのかってやっぱり数値化した比較ができるような一般的、細かくどこまで出せるかっていうのはあるかもしれませんが、ざっくり私が聞いているのは内浜で高度処理するのは普通の処理と比較すると3倍近くかかるんだという話も以前聞いたことがあります。ですから、やっぱりどれぐらいのお金の違いが、費用の違いがあって、そういった選択したほうが有利なんだということがやっぱり客観的にできるような数値化したものを、今後はぜひどっかの時点でまとめていただいて、我々のほうにも提供していただきたいと思うんですけど、いかがですかね。

○**今城委員長** 山崎施設課長。

○**山崎施設課長** 委員おっしゃるとおりです。根本はやはり下水道事業が持続していくということですので、使用料対象経費に含まれるようなコストが下がるという視点を大事に再構築プランをまとめていきますので、別途報告する機会でも今この資料中に載せてます内浜処理場のランニングコストの軽減の費用比較についても報告をさせていただきます。

○**今城委員長** ほかにほごさいませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩します。

**午後 1 時 4 7 分 休憩**

**午後 1 時 4 9 分 再開**

○**今城委員長** では、都市経済委員会を再開いたします。

次に、経済部から1件の報告がございます。人・農地プランの実質化の取組について、当局からの報告をお願いいたします。

中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 農林課より令和2年度の人・農地プランの実質化の取組について御報告いたします。本市では令和2年におきまして11地区で人・農地プランの実質化の取組に取り組みました。資料にございますように、地権者等を対象にアンケートを実施いたしました。その後、アンケートを基に地図化をしまして地区の農業者の方等と話し合いをしたところがございます。そして11地区で対象に取り組んできたところではございますけれども、宇田川地区につきましては、ちょうど9月に話し合いを行ったところなのでございますが、新型コロナウイルスが徐々にまた蔓延し始めたということで急遽地区の話し合いを中止いたしまして、その後開催できなかったと。もう一つ成実地区につきましては、話し合いをいたしましたけれども、なかなかまとまらなかったということで彦名干拓地区、富益地区、尚徳地区、五千石地区、大高地区、県地区、巖地区、春日地区、大和地区の9地区におきまして人・農地プランの案を取りまとめたところでございます。この人・農地プランの案を取りまとめまして、令和3年3月29日、米子市人・農地プラン検討会というのを市役所で開催いたしました。出席委員は資料にございますように認定農業者、法人経営者、JA鳥取西部等々の方から出席いただきまして、人・農地プランの案について御審議をいただきまして異議なく適当と認められたということでございます。そしてその結果を基にいたしまして、令和3年3月31日、米子市ホームペ

ージにおきまして、9地区の実質化された人・農地プランについて公表したところでございます。

今後につきましてですけれども、今後といいますか令和3年度ですけれども、令和2年度のいわゆるまとめることができなかつた成実地区、宇田川地区で話し合いを行いまして案を取りまとめたという具合に思っています。

あと、それ以外に、まだ実質化に取り組んでない地区がありますので、地元の方ともお話をしてお話をして実質化の取組について検討したいという具合に思っております。

報告については以上でございます。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

前原委員。

**○前原委員** ちょっと一つだけ聞かせていただきたいんですが、この成実地区で議論が不十分だったということでまとまらなかったというんですけど、まとまらなかった理由ってというのは、議論の中身を聞くのはどうなのか分かりませんが、比較的まとまりやすいような話だと思うんですけども、なぜまとまらなかったかというのを教えてください。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** まとまらなかった現状でございますけれども、いろいろと話し合いをさせていただいたんですけども、防災の観点等も考えることが必要ではないか等々の意見も出まして、それらの具体の農地についてどうするかというところまで、ちょっと踏み込んだ話ができなかつたということで、ちょっと時間を置きましてまたお話しさせていただきたいということでできなかつた。その後、計画しとったんですけども、ちょうど委員さん御存じだと思いますけど、コロナが蔓延いたしまして、やはり20人近く集まる会議でございますので、ちょっと見送ろうということで了解いただきまして、今年度にやろうということでございます。

**○今城委員長** 前原委員。

**○前原委員** 分かりました。時間的になかつたという、議論がまとまらなかったということですね、本当にね。分かりました、分かりました。成実地区は結構盛んなところで、いろいろな形で積極的な農家の方もたくさんいらっしゃるんで、なぜかなと思って聞きました。はい、分かりました。ありがとうございます。

**○今城委員長** ほかにございますか。

遠藤委員。

**○遠藤委員** 勉強不足で申し訳ないけども、人・農地プランの、これは毎年やっておられるわけですか。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

**○中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 人・農地プランというのは平成24年から国が取り組むように指示しておられたところで、平成24年から本市も取組を開始しております、具体的に取組をしたのは令和元年度ぐらいからでございます。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** そうすると、この実績というようなものはまだないということですね。

**○今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 実質化の取組を地区別ので取りまとめまして、それをホームページで公表させていただいているというところでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** そのプラン案なるものがここに示されている資料で見ると、どこを読んでもどこの地域も同じような言葉でつづってあって、ただ面積、農地の貸付け等の意向の面積とか、地区の現状の耕地面積の違いがあるだけで、あとは同じやな文章でまとめてあるけども、これがプランの基になってるんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** これが地区で話し合いをした結果でございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 問題はこれを、話した結果、どういうプランがそれぞれ各地区で出来上がったんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 資料で具体的に言いますと、3ページから9地区のプランが個別に、ちょうど上段の、3ページで、例えば彦名干拓地区ですけれども、これについてはこの3ページ、4ページ目に記したプランということでございます、地区ごとの。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは書いてはありますけども、これを読んだと、各地区の分で比較してみると、面積のところだけは違うけれども、対象地区の課題とか対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針とかなんとか見ちょうと、同じような文章表現なんけども、これでいいわけですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 具体で言いますと、例えば2番、3番の課題であるとか方針が地区ごとではぼ一緒じゃないかというお尋ねだと思いますけれども、実際につきまして、米子市全般につきましては後継者不足であるとか、なしの農地が増えてくる、あるいはそれが課題であると。そして、方針については中心経営体の集積・集約を図るといのは、大体どこの地区でも同じような課題となっておるので、課題と方針ということで書かせていただいております。ただ、1枚はぐっていただきまして、4ページの4番の、3の方針を実現するために必要な取組に関する方針というのがあるございますけど、これについては各地域の特色を盛り込んだ方針ということで載っているということでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 最後にちょっと聞いておきたいと思うけれども、結局、この人・農地プランというものは後継者がいなくなって農地が野放しになってしまったり荒廃してしまったりはいけない、そういうためにどういうふうに共同化し、集約化するかと、そのための状況が各地区にどのようにあるのかと、こういうことを調べますということですか。そこで物を作るというのは、またその後の話だということですね。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 今、委員さんがおっしゃられましたように、そも

その基本的な現状と課題を載せさせていただいて、それで、例えば彦名干拓については4ページについて方針と考えとございますけれども、ただ一応、一応という言い方は適当ではないかもしれませんが、彦名干拓地でこのような取組はまとめさせていただきましたけれども、今後も引き続き地区で話し合いをして、これに実現するためにはどのようにしたらいいのかということで、また市や農業関係者で議論を深めていきたいという具合に考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 米子市はこの事業に向けてどういう主体的な取組をやる考えなんですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 人・農地プランの実質化につきましては私どもが主体となりまして、あとは鳥取県農業農村担い手育成機構、市というのも農林課と農業委員会が協力し合ってやるんですけれども、これで主体的になっていろいろ等の、いわゆる企画、立案、コーディネートってということで関わっております。

○**今城委員長** よろしいですか。

ほかにはございませんか。

岡村委員。

○**岡村委員** ちょっと何点か教えていただきたいというふうに思うんですけども、参考様式ということで5ページ以降の表になっているわけですけども、例えば1の対象地区の現状ということで、②でアンケート調査等に回答した地区内の農地所有者または耕作者の耕作面積の合計ってということが書いてあって、そうすると、例えばそれを、この場合だと、5ページの場合、75ヘクタールということなんですけども、地区内の耕地面積ってのが116ってということが書いてあって、大体これだと65%にとどまるということなんです。ほかの例も、地区の場合も見ますと、大体70%前後っていう形になってると思うんですけども、こういった数字はどういうふうに受け止めておられるわけですか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** いわゆる農地の50%以上の意向等々を確認するというのが目安になっておりまして、なかなか100%には届きませんので、ただ、議員さんおっしゃられましたように7割程度の御回答もいただいておりますので、ある程度のものになるとるんじゃないかなって具合に考えております。

○**今城委員長** 岡村委員。

○**岡村委員** 受け止めとしてはある程度のものだというふうな受け止めだということですけど、私自身、例えば30%前後のところはこれについて、言わば関心を示されてなかったということじゃないかというふうに思って、そういうことでええんかいなというふうに感じたところでお聞きしたところです。そういうふうな受け止めだということなんです。

それから、この資料の一番最後のところにA3の縦長のやつで表がありますけども、そういうところを見ますと、11地区以外でどういうふうにするかということで、今後、取組を検討というふうに書いてございます。これは具体的に今後どういうふうに見ると、いつ頃をめどにかかっていうことってというのはある程度考えておられるんでしょうか。

○**今城委員長** 中久喜農林水産振興局長。

○**中久喜農林水産振興局長兼農林課長** 冒頭の説明でもお話しさせていただきましたコ

ロナの影響はあろうかとは思いますが、今後、取組を検討というところにつきましても地元の皆さんとお話しして、今年度中には昨年度行ったような話合いまで持っていったらなという具合に考えております。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

都市経済委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 0 2 分 休憩**

**午後 2 時 0 4 分 再開**

○**今城委員長** 都市経済委員会を再開いたします。

次に、都市整備部から 4 件の報告がございます。

初めに、指定管理者制度の適用方針について（米子市営駐車場・駐輪場）、当局からの報告をお願いいたします。

遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** 米子市万能町駐車場・米子駅前地下駐車場・米子駅前地下駐輪場の 3 施設への指定管理者制度の適用方針につきまして御説明いたします。

お配りしております資料にありますとおり、今年度で指定期間が満了いたします 3 施設につきまして、令和 4 年度から 8 年度の 5 年間につきまして指定管理を公募で選定しようとするものでございます。

公募の必須条件としまして、資料内の 8 の特記事項の（1）にありますとおり、収支改善を進めるため、指定管理者の負担におきまして、駐車場の販促活動及び機器の導入による駐輪場の無人化を行うこととしております。

また、（2）にありますとおり、令和 5 年度から駅南広場の駐車場、駐輪場が供用開始の予定であることから、指定管理対象施設に追加される可能性があることを募集要項に通知いたしております。なお、指定管理料につきましては、詳細が決まりましてから供用開始前に指定管理者と別途協議で決定する予定としております。

なお、資料にはございませんが、令和 2 年度の 3 月議会のほうで報告いたしました米子市駐車場整備事業経営戦略を基に、次回 6 月議会におきまして、両駐車場の料金改定等の条例改正議案を上程させていただく予定でございます。詳細は 6 月議会におきましてお示しいたしますが、大まかな料金改定方針としましては、現在 10 円単位の料金を 100 円単位にすること、また昼間、夜間における時間の統一及び昼間、夜間の最大料金の新設や夜間利用券の新設、回数券の拡充などがございます。また、料金改定以外に駐車場における営業行為を可能にすることを考えております。具体的には自動販売機の設置など、軽微なものを想定しております。いずれにしましても、6 月議会のほうでお示ししたいと考えております。

今後のスケジュールですが、7 月から 8 月に応募の受付を行い、その後、選定を行いまして、選定委員会の答申案を基に 12 月の議会のほうで指定に係る議案を上程させていただく予定としております。

説明は以上でございます。

○**今城委員長** 当局からの報告は終わりました。

議員の皆様の質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

○**遠藤委員** これは公募でやるんですよね。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** そのとおりでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 公募でやる方法の中で、この8番の特記事項の(2)のところで、駅南駐車場、あるいは駐輪場の運営、維持管理、指定管理業務に追加する可能性があるという、ここの部分の管理料は別途協議をするということになるって書いてありますよね。普通、指定管理料はこれらも含めて、全てを含めた中で、公募の中で相手の条件を見るということになるんじゃないかと思うけど、これは別扱いするということ。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** 駅南広場はまだ計画段階でございまして、確定はしておりません。そういった指定管理になるということになれば、再度その時点で指定管理者と協議を行いたいと考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** つまり、最初に公募で決まった人と別途協議をするということになるっていうことでしょうか、これ。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** そのとおりでございます。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それは何か釈然としないけども、公募でやった人が後から追加で仕事がさらに入るよというようなものを掲げた中で指定管理をするというような、何か十分な形の状態なのかな、公募の在り方として。例えば公募でなしに、指名っていうかいな、選定っていうかいな、指名かいな、でやる分であって、随意契約的な形のもんで見えるっていうなら分からんでもないけども、公募っていうことになると、一般公募でしょう、これ。そげすうと、その人に特典が後からついとる分があるよという話のものが見えてくる。しかし、その分の金額が見えないけども、先の分のところの金額調整で決めてしまうと。あとのところは分からんと、どげんなつとうだい。うまいうまみがあるのかはどうか分かってないというようなことにも勘ぐられるんじゃない、これ。何かいい方法ないの。

○**今城委員長** 隠樹都市整備部長。

○**隠樹都市整備部長** 遠藤委員さんがおっしゃられますように、指定管理で、今回指定管理の中に含まれる業務以外のものをそれを想定して今回の指定管理の募集要項の中に盛り込んでおくのはいかがなものかということだと思います。また、もしそういう南の駐車場だとか駐輪場が仮に指定管理業務に追加という形になった場合については、それらについては別途契約ですとか、また募集等を行って契約するのが本来の姿ではないかということをおっしゃっておられると思います。おっしゃることは私どももそういう考え方もあるという具合に思いますので、ちょっとここの部分についてはもう一回確認をさせていただきたいと思いますが、このたびにつきましては、ちょっと今回につきましては、今おっしゃられた部分についてちょっと法制等も確認しながら、もう一回ちょっと報告をさせて

いただきたいという具合に思いますんで、また6月の委員会のほうで、今のものも含めてちょっと報告のほうを、再提案のほうをちょっとさせていただく格好を取らせていただきたいという具合に思います。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** できるだけ情報公開じゃないけど、ガラス張りで物が見えるような形でしていかんやいかんと思うしね。それから、駐輪場の無人化に向けた機器等の導入を指定管理者に負担させるっていうのは、これはどういう内容のものなんですか。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** 現在、駐輪場は1名体制で、有人でやってるんですけども、1日の駐輪台数が約50台、5,000円程度の収入でございまして、費用対効果が現在低いものでございます。特に駐車料金の計算、精算はゲートな機器を導入すれば無人対応が可能となるため、この指定管理者の負担で実施することを今回の公募のほうで条件にさせていただいております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** イメージは湧かんけども、計算機のようなもののようなことを言っておられるわけ。それとも駐車場の施設としての、一部としてのものを言っておられるの、どうなの。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** 駐車場の施設の一部として考えております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** それはあれじゃないかな。指定管理者制度の立場から考えてみたときに、本体的な部分についてまで指定管理者に負担させるっていうのはあるんかな。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** 公募時点でこの内容を盛り込みまして、機械とかのほうの指定はございません。あくまでも指定管理者に応募していただいたほうから提案していただいて、それによってお金も含めまして選定をかけたいと思っております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** 私が聞いとるのは、指定管理者にする場合にその部分的な責任範囲においての維持管理なんかにおける補修なんかは、それは全部指定管理者の部分になってくると思うけれども、本体的な部分というのは本来の指名する側のほうが負担すべき分の中身にならへんかということも思っているから、その機器が駐車場の施設に関わるもんだというものを公募の中に入れて、あんた、負担しますか、あんた、負担しませんかというようなものはかりにかけるような話になっちゃうんじゃないの、これ。それ、正当な形になるの。本体の部分でAさんが負担するだけん、あんたに決めてあげるわ。Bさんは負担せんでえけん、あんたは駄目だと。そんなことを言う形の指名になってしまうんじゃない、これ、違うの。

○**今城委員長** 遠崎建設企画課長。

○**遠崎建設企画課長** 公募の条件として今回入れさせていただきまして、指定管理者の応募の方からそのお金も含めた形で指定管理料のほうを提示していただく。その中で選定のほうで決定するということです。ですんで、この機械をとかっていうことではなくて、あ

くまで指定管理者の応募された方が機械のほうも決めていただくという考えでございます。

**○今城委員長** 要するに、この機械をPFIのようにこういう条件、こういう条件、こういう条件でこういうことをなすものをおたくが提案してくださいねという形で公募をするんだったらある程度納得できるけども、その全ての、機械の機種にしても何にしても、おたくが考えてやってくださいねっていうやり方が果たして公募として成り立ちますか、それが正当ですか。しかも、それは施設というところに入りませんかということをおっしゃってるわけですから、その辺りがきちっと正当ですっていうことをお答えしないといけないわけですよ。そこが今持ち合わせてないんだったら、暫時休憩にするか次回きちっと説明するか、その辺りのことをしないといけないわけですよ。ちょっと待ってね。

中田委員さんから手が挙がってますから。

**○中田委員** ちょっと今のことに付随してというか関係するので、もし暫時休憩に入った後で説明するんであればちょっと私の意見も盛り込んでいただきたいんですけど、この部分で収支改善施策の実施を必須とするということですよ。要は収支の改善を進めるということを経営とすることという方針自体はいいと思うんですよ、それはね。具体的なその以下のところのこの部分が、いわゆる駐車場のほうの販促活動っていう部分。要するに収入を上げていくための部分と、それから駐輪場のところで無人化ってここには書いてありますけども、要するに経費節減、支出を減らすという2つのことが、要するにここで具現化されているわけですよ、考え方として。要は今のこの駐車場の特別会計の現状、それから今後の見通しから含めて収支改善をするということとはとてもいいことというか、やらなきゃいけないことなので、それ自体はいいんですが、基本的に、例えば無人化することということと、例えばそれを自動販売機のようなもので無人化することということと、現在50台ぐらいのところには1名人がいて、いわゆる人件費がかかっていると。ここの手法論は、極端に言うとなんて人件費の、あつてはならないことですよ、例えばの話ですよ。人件費がすごく安い人がそこにいれば無人化する必要が、例えばなかったりするじゃないですか、例えば。さっき委員長のほうからありましたように、施設の一部かもしれないようなこの機器のところまでその導入を求めるようになっていうのは、例えば無人化をしていくことの、何か考え方みたいなものが例えばあるのかどうなのか。そこら辺もぜひ聞きたいんですよ。というのが、もともと台数も減らして機械化した部分を取っ払って手のかからない駐車場に、地下駐なんかしてきましたよね。そのこと自体はいいんですよ。だけど、例えば、前も言いましたけど、誘引ダクトシステムみたいな特別な排気システムがあるようなところでのトラブルとか、みたいなところでの緊急時の体制みたいなことも含めたものは、どういうふうな全体の駐車場の中で担保されてるのかみたいなことは気になるわけです、一方で、無人化することによってですよ。ですから、ちょっと全体の構成を、考え方は分かるんですけど、はっきりしていただくといいなということです。

**○今城委員長** 隠樹都市整備部長。

**○隠樹都市整備部長** 先ほど遠藤委員さんのほうからもございました、特記事項の2のところでも指定管理の追加についても、ちょっと改めてこちらのほうで調査させていただいて、また御報告させていただくという案件もございますので、今回につきましてはこの指定管理者制度の方針について、また6月の委員会の方に改めてお諮りすると。先ほど中田委員さんおっしゃられたことにつきましては、今の収支改善のことでもございますので、

先ほど申しました経営戦略等の話もそのときにさせていただくということで課長のほうが先ほど申しあげましたので、それと併せて改めて提案のほうをさせていただきたいという具合に思います。ひとつよろしく願い申しあげます。

**○今城委員長** 私のほうから一つ。公募の日が7月1日という、今予定になっておりますが、委員会の関係からいって、皆さんの御意見がどんどん出た場合は7月1日ということにならないかもしれませんが、その辺のスケジュール感ももう一度御検討ください。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子駅北広場ウォークアブル推進事業基本計画について、当局からの報告をお願いいたします。

本田都市整備課米子駅周辺整備推進室長。

**○本田都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 駅北広場再整備の基本計画については、令和3年1月の都市経済委員会で中間報告をしておりますが、さらに検討し基本計画案を策定いたしました。この資料の中間報告では、第1期整備、第2期整備としていた表現を、今回の報告の資料の中で、先行整備、将来構想として表現をしております。

資料の1ページを御覧ください。コンセプトとして、駅北広場の現状課題や整備方針をまとめたものになります。整備方針の考え方は中間報告から基本的に変わりはありませんが、先ほども申しました第1期整備、第2期整備という表現を変えたことにより添付をしております。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。先行整備案として表現しておりますが、将来的にJR施設用地を含めたグルメプラザとだんだん広場の一体的な活用とする将来構想として具体的に検討する状況になったときに、将来構想案の実施で再整備が必要とならないことを前提として検討をいたしました。その結果、中間報告では地下駐車場を利用する案、そしてだんだん広場側を活用した一般車とタクシーの動線を分離することとして検討しておりました2つの案を中間報告ではお示ししておりましたが、現状のロータリー範囲の中で、一般車の降車を分離するように計画するよう、今回の先行整備案としております。

次に、資料の3ページを御覧ください。こちらが将来構想案となりますが、こちらも中間報告から変わりはありませんが、JR施設の撤去時期を踏まえて、グルメプラザ、だんだん広場と一体的な活用によるにぎわい創出の検討を行っていきたいと考えております。

概算の事業費についてですが、先行整備案が全体事業費10.7億円、そして将来構想案が全体事業費14.7億円ということで、これは工事費を見込んでおります。将来構想案については、一般車降車場をだんだん広場を利用してロータリーを整備する部分、ここについては工事費を含んでおりますが、にぎわい創出によるだんだん広場を利用した部分、これについては具体的な検討がこれからということでありまして、そこについての整備費は含んでおりません。

次に、資料の4ページですが、こちらスケジュールをつけておりますが、この基本計画案については今年度はこの基本計画案を基に関係機関との協議やパブリックコメントなどで御意見をいただいて、令和4年度以降実施設計をする予定にしておりますので、その中に意見を反映しながら令和5年度より先行整備を着手したいというふうに考えておりま

す。

説明は以上で終わります。

**○今城委員長** 当局からの説明が終わりました。

委員の皆様への質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

**○遠藤委員** この図面だけを見てどういうふうに見るかっていうのは、なかなか現行との違いが比較しにくいので、改めて何かの機会に説明を求めたいと思うけども、2つほどちよっと意見を言わせてください。

1つは、前から僕は疑問に思ってたのは、この自由通路の南と北かいな、そこに大きな壁ができますよね。壁というか、壁だわな。だんだん上がって、階段上がったところ建物があります。そこんところに米子駅というふうを書くようになってますよね、今までの案では、ですよ。自由通路の敷地、建物に米子駅と書くことになってますよね。記憶がありません、あります。僕、こないだテレビ見とったらね、僕の意見を取り入れてやられる自治体がおられてね、僕もやっぱり間違っただこと言っとらんなと思ったんですよ。その自治体は、自由通路、南北自由通路という看板を掲げて、何々駅ですと書いてあるんですよ。僕、米子、これやるべきじゃないかと思いますよ。もともと自由通路の施設の建物ですから、それに米子駅だけの看板を掲げていくって行って、大分強引に物を言っておられたけど、当時。そうじゃなくて、やっぱり市民の行政財産ですから、その在りかはきちんと明示して、その上に、いわゆる占有権を使って貸せるという、米子駅というものを書くというのは僕は分かると思いますよ。けども、自由通路というものが見えない状態の中に、米子駅だけの看板を載せるっていうのは、どうも僕は行政財産の使用の在り方からしてもおかしいと思う、これは。よその自治体はそんなことしておられませんよ。自由通路は自由通路です、この建物は自由通路です。けど、ここは米子駅ですっていうふうに2段に分けてそれを明示していらっしゃいます。僕はそういう検討をされるべきだと思いますよ。何か米子駅と書いてあると、あれが全部もうJRの建物になっちゃう。そんな錯覚になるんじゃないですか。だから、その辺についてはきちんと法の運用というものを考えて、市民の皆さんの財産ですから、きちっと管理をしてもらいたい。こういうふうに思いますが、検討されませんか。

**○今城委員長** 本田推進室長。

**○本田都市整備課米子駅周辺整備推進室長** 米子駅の看板については、ほかの自治体さんでもそれぞれの駅名、それから自由通路ってところをそれぞれ掲げてあるところはございます。それについては、今後検討していきたいと思います。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** もう一点。これは県のだんだん広場、これをどう活用するかということについて、都市公園に指定になっておるので、代替地をつくらにやいけないという問題が絡んどって、文化ホールのところにそれを持っていきたらどうだろうかっていう話が一時あったけども、それはどういうふうにその後なったんですか。

**○今城委員長** 本田推進室長。

**○本田都市整備課米子駅周辺整備推進室長** だんだん広場の利用については、先行整備案では今のところ将来的に利用する可能性があるというところから、先行整備案の中ではだ

んだん広場は利用しないこととしております。そのため、将来的にだんだん広場を利用することになった場合に、そこは県と調整しながら広場の利用について一部解除するという必要があったときにはロータリーを交通広場として利用して一部解除できるというところがございまして、文化ホールのほうに代替をするというところは必要がないということは何っております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** どういうこと。だんだん広場は当面は活用しないから公園の指定解除というようなことについては関わりすることはないということ。それから、将来使うようになったとしても、その代替地をつくるようなことはしなくてもいいと、こういって県が言ってるっていうこと。それはどういう解釈でそういうふうに県が言ってるんですか。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 遠藤委員おっしゃいます代替、今現在は都市公園施設、だんだん広場がなっております。本来であれば、都市公園施設の機能がなくなるなり縮小される場合については代替地が一般的には必要だというふうになります。現段階で具体的なあれがまだありませんので、だんだん広場の活用についてどの程度活用するかに応じて文化ホール前の用地で代替機能が足りるのかどうか等も含めまして、今後県とは協議していきたいと思っております。

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** だけど、そんなん、今一番この駅の北広場問題で焦点に上がったのは、だんだん広場をどう活用するかということではなかったかなという思いがあるんだけど、それは外したということですか、だんだん広場の活用は。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** だんだん広場につきましては一体的な活用をするということで、それにつきましては現在変わっておりません。ただ、先行整備の中ではまだ、だんだん広場の具体的な活用っていうのがありませんので、今後、将来構想をする際に当たりましては、だんだん広場とグルメプラザとJR施設ですか、と一体的な活用について検討し、そのことにつきまして検討、協議していきたいというふうに考えてはおります。

○**今城委員長** ほかにございせんか。

中田委員。

○**中田委員** 大体中身は聞いて分かりまして、要は今まで2期工事と言われてる部分の短期的な見通しも、正直まだすぐ、いつ頃ということもはっきり出んし、そこんところは将来構想としてという部分や、それから、とりわけロータリーっていうか車の分離のところがやっぱり私も思ってましたけど、あそこに地下駐車場の入り口があったりモニュメントがあったりすると、恐らくあのモニュメントも相当、基礎部分というのはすごい基礎が下に入るとるんだらうなって、想像しただけでも思うし、簡単にあそこの構造が変えられるとは思わないもので、こうなることはやむを得ないかなとは思いますが、このウォークブルの推進計画ということでいうと、2021のほうでしたかね、駅前通り自体を楽しい通りにしていくんだという構想も一方ではありますよね。そうしていくと、この道の使い方と送迎の仕方っていうのがすごくここに影響すると思うんですよ。今の状態だったら、私なんかもたまに、こないだ人に乗せてもらって、あっ、こういう手があるかと思ったんで

すが、地下駐に入って送迎してもらったってという経験が、例えばあったりするんですけど、上で送迎せずに、いっぱいだったので。こんな手もする人があるんだなと思って、ある意味感心したこともあるんですけど。そういう立体的な使い方をしたり、あるいはあそこの様子を見ると、バスのターミナルのほうの送迎の方も結構いらっしやって、その人たちはハーベストの前で降ろしたりしてて、結構それはそれで危険だったりするときもあるんですね。そうすると、ハーベストの西側のコンベンション側というか、ブリッジオーバーで道は上がってますけど、ハーベストの西側の土地利用っていうことを、何か今後、例えばJRと協議してみる価値はあるんじゃないかなって実は思って、あそこは実は道の下を通るとコンベンションにも直接行かれるんですよ。今、フェンスで仕切られてますけど。コンベンションの利用とか直結できるし、それからさっき言ったように、送迎場所がバスも含めた交通結節点としては列車の送迎だけではないということから見ると、もう少し動線を工夫してみてもいいんじゃないかなと、こういったことをすぐじゃなくても将来的な構想等に分けるのであれば、将来構想のほうにそういう検討も盛り込んでいったらいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**今城委員長** 北村都市整備課長。

○**北村都市整備課長** 委員おっしゃられましたそういう案についても、ちょっと検討してみたいと思います。

○**今城委員長** ほかにはございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部改正について、当局からの報告をお願いいたします。

前田都市整備部次長。

○**前田都市整備部次長兼建築相談課長** そういたしますと、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部改正について御報告いたします。

なお、本案件につきましては、令和3年6月定例会に議案の提出を予定しております。

改正内容についてでございます。建築基準法により、建築物に対して行う措置及び今3月議会で御審議賜り可決いただきました米子市建築物等の適切な管理に関する条例により、ブロック塀に対して行う措置に関する審議を、これまでの空き家等の審議と同様、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会において行うことに当たりまして、所掌事務を追加し改正しようとするものでございます。所掌事務といたしまして、追加する事項につきましてはお手元にお配りしました資料のフロー図にありますように、命令及び代執行に関する審議でございます。なお、施行日は公布の日を予定しております。

報告は以上でございます。

○**今城委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、富士見町地内の特定空家等に係る略式代執行について、当局からの報告をお願いいたします。

池口住宅政策課長。

**○池口住宅政策課長** 富士見町地内の特定空家等に係る略式代執行について報告をさせていただきます。

1番といたしまして、特定空家等の概要を記載させていただいております。こちらの建物につきまして今年度、略式代執行を実施したいというふうに考えております。

略式代執行を実施しようとした理由といたしまして、2番のほうに4点上げさせていただいております。建物の状態、所有者等の状況、公益性、地域の要望等、こういったものを書かせていただいておりますけども、こういったものを加味させていただきまして、今回当該物件を略式代執行というふうにいたしました。

3番といたしまして、今までの経過を記載させていただいております。令和3年4月12日、真ん中ぐらいに記載しておりますけども、4月12日に令和3年度第1回の審議会のほうに諮問をさせていただきました。そして、4月26日に審議会のほうから答申を受理させていただき、略式代執行の実施については異議なしと、認めるという答申をいただきました。

ページを、裏面を見ていただきまして、今後の予定になりますけれども、令和3年5月19日、本日から約1か月間、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく公告を実施いたします。その後、7月上旬に工事に向けた手続を行うため入札等を行い、7月下旬を略式代執行の実施予定としております。また、この間に、地元自治会及び近隣住民に対しても説明を行う予定としております。また、工事日程等が決まり、詳細が決まりましたら、また議会のほうへ情報提供はさせていただこうというふうに思っております。

説明は以上です。

**○今城委員長** 当局からの報告は終わりました。

委員の皆様の質疑、御意見を求めます。

遠藤委員。

**○遠藤委員** その方については、もう本人さんは亡くなっておられて相続人も財産放棄してるところに書いてありますね。問題は代執行した後の土地の扱いってというのはどうなるんですか、そういう場合には。

**○今城委員長** 池口住宅政策課長。

**○池口住宅政策課長** このたび、今回の案件につきましては、建物の所有者の方は別な所有者の方になっておりまして、市役所のほうも土地所有者について調査をいたしました。結局、土地の所有者が確知できなかったという状況であります。この土地の扱いにつきましては、米子市は建物を壊し、基礎部分は残そうかと思っております。将来的に土地につきましては、相続人とか全て分からなければ、最終的に国庫に帰属はなると思っておりますけれども、そういった手続を当然裁判所なりに相続財産管理人を申し立てて手続をしないといけないというふうになっておりますけども、そういった手続をされる方がおられるかどうかということもありまして、うちとしては管理上、基礎部分は残して撤去をしようかというふうに考えております。

**○今城委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 分からないけど、相続人さんという関係の人は一切おられないでしょう、お

られるの、捜せば。放棄しておられるでしょう、財産放棄を。ちょっとそこが分からない、言っちゃおうことが。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 建物はもう相続人全て放棄されておりますのでおられません。土地については登記簿等から調査をしましたがけれども、結局、相続人かどうかというか、もうそこから確知できなかった、分からなかったということで、米子市としては次、どうすることもできない状態、今のところは、です。

○**今城委員長** 池口課長、土地の部分と建物部分の所有者さんは基本的に、今現在では違う方がそれぞれ持っておられるということのをベースに土地部分は確知できなかった、建物部分は相続者がいないという現状ですっていうところからのスタートですね。

〔「そうです、はい」と池口住宅政策課長〕

○**今城委員長** それでいいわけですね。

〔「はい、そうです、はい」と池口住宅政策課長〕

○**今城委員長** ということですので、土地の方は違う方が持っておられる、登記上はなるけど、それを捜して、次の方がおられないっていうことですね。分からないということですね。

〔「そうです、はい。土地の所有者の相続、相続人等を含めちょっと調査しましたがけども分からなかったということなので…」と池口住宅政策課長〕

○**今城委員長** 遠藤委員。

○**遠藤委員** その処分は最終的には誰がするの。

○**今城委員長** 池口住宅政策課長。

○**池口住宅政策課長** 例えば、その土地を、もし例えば買いたいとか買おうとか、そういった利害の関係ある方が相続財産管理人、要は相続財産を裁判所に申し立てまして、そういった手続をする方法になると思います。

○**今城委員長** そのほかにはございませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**今城委員長** 以上で全ての報告案件が終わりました。

都市経済委員会を閉会いたします。

**午後 2 時 4 6 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

都市経済委員長 今 城 雅 子